

事務連絡
令和4年10月13日

大田区 空港まちづくり本部 空港まちづくり課 御中

国 土 交 通 省 航 空 局
首 都 圈 空 港 課

羽田空港におけるB滑走路からの西向き離陸に関する運用について

羽田空港におけるB滑走路からの西向き離陸に関しては、令和2年3月26日付31空空発第10633号「羽田空港の機能強化等に関する要望について」においてご要望を頂いているところですが、令和4年11月1日より下記の運用を実施することいたしますので、お伝えします。

なお、騒音の状況等を踏まえつつ、騒音軽減に向けて、引き続き方策を検討してまいります。

記

羽田空港のB滑走路から西向きに離陸する大型機（B777型機、A330型機）について、原則、滑走路末端の誘導路（B14）を使用し離陸することとする。

大型機のB滑走路末端からの離陸滑走について

- 羽田空港B滑走路から離陸する航空機は、B滑走路の離陸開始点として2つの誘導路(B13及びB14)を使用している。

対応策

- 羽田空港B滑走路から離陸する大型機※について、原則、滑走路末端の誘導路(B14)を使用し離陸することとする。※B777、A330型機

⇒ 陸域の通過高度の引き上げや早期の旋回が可能となり、騒音影響の軽減を図る。

